

第二期十和田市浄化槽整備事業

事業者募集要項

令和3年12月

十和田市 上下水道部 下水道課

I 本募集要項の背景説明

十和田市（以下「市」という。）は、第二期十和田市浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施するため、PFI法第5条の規定に基づく実施方針、及び同法第6条の規定に基づく特定事業の選定を公表した。

本募集要項は、市がPFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）の募集及び選定するにあたり、PFI事業者として本事業に参加しようとする者に対して、本事業の内容、入札条件、契約手続き等を示すものである。

応募者は、本募集要項の内容を十分に理解した上で、必要な書類を提出するものとする。

II 事業の概要

(1) 事業名 第二期十和田市浄化槽整備事業

(2) 事業の目的

十和田市は健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道集合処理施設計画区域外については、浄化槽により整備を行っている。

本事業は、市財政の負担を軽減し、浄化槽の新設及び維持管理（市に帰属されたものを含む）を適正かつ効率的に実施するとともに、浄化槽による整備を普及促進するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

- ① 浄化槽整備区域内における合計1,214基を目標とした浄化槽の設置。
- ② 市で管理する浄化槽（以下「小型浄化槽」という。）の維持管理と補修の実施。
- ③ 浄化槽汚泥等の資源化の検討を図る。

イ 事業期間

- ① 事業期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10か年とする。
- ② 小型浄化槽の設置工事及び既設浄化槽の帰属調査は、令和14年2月末までに完了するものを対象とし、維持管理及び補修は期間満了までとする。

ウ 浄化槽を新設する区域

次のいずれにも該当しない区域（以下「浄化槽整備区域」という。）とする。

- ① 公共下水道において、下水道法（昭和33年法律第79号。）第4条第1項の規定により認可を受けた区域
- ② 特定環境保全公共下水道において、下水道法第9条に規定される供用開始の告示をした区域
- ③ 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成18年3月31日付け、17農振第2011号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択通知を受けた区域
- ④ 村づくり交付金実施要綱（平成20年4月1日付け、19農振第1878号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択通知を受けた区域

⑤ 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により、
環境大臣が定めた区域

⑥ 冬期間浄化槽の管理用車輛が通行できない区域

エ 管理対象とする浄化槽

本事業により新設される小型浄化槽、および寄附採納により市に帰属された浄化槽のほか、現在、管理している小型浄化槽（令和 2 年度末現在 556 基）

オ 準備行為

既設浄化槽の帰属調査及び小型浄化槽の設置要望調査を事業期間前に行うことができる。

Ⅲ P F I 事業者の募集及び選定のスケジュール

P F I 事業者の募集及び選定は本募集要項によるものとし、その実施スケジュール（予定を含む）は、次のとおりとする。

令和 3 年 12 月 15 日	P F I 事業者募集要項の公表
令和 3 年 12 月 27 日	P F I 事業者募集要項説明会の開催
令和 3 年 12 月 16 日 ～令和 4 年 1 月 21 日	参加表明及び参加資格審査申請書類受付
令和 4 年 1 月 28 日	参加資格審査結果の通知及び公表
令和 3 年 12 月 16 日 ～令和 4 年 2 月 15 日	提案書受付
令和 4 年 2 月 29 日	P F I 事業予定者の決定及び公表
令和 4 年 3 月 1 日	契約締結に向けての協定の作成・締結
令和 4 年 3 月 1 日～28 日	P F I 事業予定者は特別目的会社（S P C）を設立 （第一期事業の契約者は不要）
令和 4 年 3 月 2 日	既設浄化槽の寄附受け入れ準備
令和 4 年 3 月 30 日	事業契約締結 既設小型浄化槽の維持管理開始 小型浄化槽の新規申請及び既設浄化槽の寄附受付

IV PFI事業者募集要項に関する説明会

1 募集要項に関する説明会

市は、募集要項に関する説明会を次のとおり開催する。

この説明会に参加しようとするものは、事業者募集要項説明会参加申込書（様式1号）を、E-mail、郵送または持参により、次表に掲げる受付期限までに提出すること。（電話、FAX、口頭での受付は行わない。）

開催日時	令和 3年 12月 27日（月） 午後13時30分～14時00分	
開催場所	十和田市役所 別館5階 会議室	
申込方法	参加を希望する者は、 ① 企業名及びその所在地 ② 参加者氏名 ③ 連絡先電話番号 以上を明記の上、別紙1号により下記あてにE-mail、郵送または持参により、以下に掲げる期間内に申し込むこと。	
申込先	住所	〒034-8615 青森県 十和田市西十二番町6番1号 十和田市 上下水道部 下水道課 工務普及係
	電話	下水道課 0176-25-4015（直通）
	E-mail	gesuido@city.towada.lg.jp
受付期限	令和 3年 12月 22日（水） 午後5時 必着	
参加人員	1社2名以内とする。	

2 募集要項に関する質問書

この募集要項に関して質問のある場合は、事業者募集要項に関する意見書・質問書（様式2号）を、E-mail、郵送または持参により、次表に掲げる受付期限までに提出すること。（電話、FAX、口頭での受付は行わない。）

なお、質問及び回答については原則として市ホームページ上で公表するものとする。

ただし、不当に混乱を招くことが危惧される質問については、回答しない旨を記載することがある。

申込先	住所	〒034-8615 青森県 十和田市西十二番町6番1号 十和田市 上下水道部 下水道課 工務普及係
	電話	下水道課 0176-25-4015（直通）
	E-mail	gesuido@city.towada.lg.jp
受付期限	令和 4年 1月 7日（金） 午後5時 必着	

V 応募者の資格要件

1 参加資格要件

(1) 組織形態

- ア 応募者は、法人又は、複数の法人等（以下「応募グループ」という。）のいずれかとする。
- イ 応募者は、法人である場合は十和田市入札参加資格登録の工事種別において「土木工事一式」、「建築工事一式」、「管工事」のいずれかで登録しているものとするほか、物品等において「浄化槽管理」、「廃棄物処理」のいずれかで登録しているものとし、応募グループにおいては1社以上が上記いずれかで登録しているものとする。ただし、現在実施している事業（以下「第一期事業」という。）の契約者においてはこの限りではない。
- ウ 応募者は、P F I 事業予定者に選定された場合は、市が P F I 事業予定者を交渉権者としてこの事業の実施に係る契約（以下「P F I 事業契約」という。）の契約に先立ち、特別目的会社（以下「S P C」という。）を株式会社として設立することを要件とする。ただし、第一期事業の契約者においてはこの限りではない。
- エ 応募グループは、その中の1社を代表法人として、本事業に係る応募、事業実施の総括責任者を定めるものとする。

(2) 応募者の構成

応募者の構成は、次のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。

- ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。
- イ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特別な理由があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ウ 応募者の構成員以外の民間企業で、P F I 事業開始後、S P C から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）がある場合は当該協力企業の名称等を明らかにすること。
- エ 応募者は、他の応募者の構成員になることはできないものとする。ただし、市と P F I 事業者との事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、P F I 事業者の業務等に協力することは可能とする。

(3) 失格条項

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 市の指名停止措置を受けている者。
- ウ 応募受付開始日以前の1年間において、法人税、消費税又は法人事業税、地方税並びに市に対する公租公課を滞納している者。

(4) 業務執行能力及び財務能力

- ア 本事業をPFI事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、または有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、安全かつ健全な財務能力を有していること。

(5) 留意事項

- ア 浄化槽の設置、保守管理業務の実施にあたっては、法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格の全てを取得している必要はない。この場合、応募者は、提案書において、必要な業務を他に請け負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。
- イ 代表民間企業の事業期間中のSPCへの出資割合は、50%を超えなければならない。
- ウ PFI事業者は、事業契約締結後、速やかに本事業を遂行するため、業務にかかる基本的な分担表を市に提出し、着工までに市から承認を得るものとする。
- エ PFI事業者は、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参加者を広く求めるものとする。

2 参加資格の審査・確認

(1) 参加申込書の提出

本事業に参加しようとする者は、参加申込書（様式3号）を、E-mail、郵送または持参により、次表に掲げる期間内に提出すること。

受付期間	令和 3年 12月 27日（月） ～ 令和4年 1月 21日（金） 午後5時必着	
申込先	住所	〒034-8615 青森県 十和田市西十二番町6番1号 十和田市 上下水道部 下水道課 工務普及係
	電話	下水道課 0176-25-4015（直通）
	E-mail	gesuido@city.towada.lg.jp
提出書類	① 参加申込書（様式3号） ② 構成員名簿（様式4号） ※応募グループのみ ③ 協力会社名簿（様式5号） ※応募グループのみ ④ 添付書類 ※応募グループの場合は全企業分必要 ア 会社概要 イ 市税・県税及び国税の完納を証する書類（完納証明書など） ウ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）	

(2) 参加申込書提出後の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式6号）を令和4年1月14日（金）午後5時までに、十和田市上下水道部下水道課へ持参すること。

(3) 参加資格結果の通知

参加資格審査の結果については、応募者（応募グループの場合はその代表企業）に対して通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

(4) 資格なしと判断された場合の説明要求

参加資格なしと判断された者は、参加資格結果の通知日より一週間以内に限り書面によりその理由説明を求めることができる。

市は、理由説明の要求があったときは、速やかに応募者に対して回答書を送付する。

(5) その他

参加資格の確認は、参加申込書の受付期日時点で行う。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者または応募者を構成する企業が上記参加資格要件を欠いた場合は、失格とする。

VI 提案者の受付

1 提案書の作成及び提出先

参加資格が確認された応募者は、業務要求水準書（別紙1）及び提案書作成要領（別紙2）をもとに提案書を作成し、下記により提出するものとする。なお、提出方法は持参のみとする。

受付期間	令和 4年 2月 15日（金） 午後5時必着	
受付場所	住 所	〒034-8615 青森県 十和田市西十二番町6番1号 十和田市 上下水道部 下水道課 工務普及係
	電 話	下水道課 0176-25-4015（直通）

2 その他募集に関する留意事項

- (1) 市が配布する資料及び回答書は、本募集要項と一体のものとし、以降、配布するものが本募集要項を補完・修正するものである場合には、それが本募集要項よりも優先するものとする。
- (2) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 応募のための保証金は免除する。
- (4) 応募者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。
- (5) 本募集要項に基づき提出された書類の内容について、市は応募者の承諾を得て、これを無償で使用できるものとする。
- (6) 提出された書類については、変更できないものとする。
また、理由の如何に関わらず返却しない。
- (7) 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
また、この検討範囲内であっても、市の了解を得ることなく第三者に対してこれの使用及び内容を提示することを禁ずる。
- (8) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、別途、通知する。
- (9) 市は、応募者に対して、必要があると認めたときは、別途ヒアリングを行うことができるものとする。
- (10) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用すること。

VII 提案書の審査

1 審査委員会の設置

提案書の審査にあたっては、一般有識者を含めて構成する第二期十和田市浄化槽整備事業に係る選定事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、応募者から提出された提案書その他書類を審査し、最優秀提案書を選定する。

2 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者（応募グループの場合はその代表企業）に対して通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

3 契約交渉

市は、選定された事業者とPFI事業契約の内容に関する協議を行い、協議が成立したときは、当該事業者をこの事業を実施するPFI事業者とする。

VIII 契約の手順

市とPFI事業予定者は、次の手順で事業契約を締結するものとする。

1 契約締結に向けての協定

PFI事業予定者選定後、速やかにPFI事業予定者（応募グループとしての提案者の場合にあつては代表企業）と市の間で、契約締結に向けての協定を締結する。

この協定は、事業契約の締結に向け、PFI事業予定者がSPCを設立すること、及びPFI事業予定者との市の双方が今後協力していくことを確認する旨の内容とする。

2 SPCの設立

PFI事業予定者は、上記協定の締結後、契約当事者としてSPCを設立するものとする。

3 契約

SPC設立後、市との間で、事業期間中の双方の役割、責任分担について明確化した契約を締結する。

4 業務実施計画書

SPCは、契約締結後速やかに、市と協議の上、本事業の業務実施に関する業務実施計画書を作成するものとする。

5 その他

第一期事業の契約者について、第一期事業のSPCであることから、新たにSPCを設立する必要はないものとする。

IX 履行すべき業務の要求水準

市がSPCに要求する業務水準は、別紙1「業務要求水準書」に記載するとおりである。